重要事項説明書

こども療育サポートさくらいろ

（令和８年 10 月１日適用）

こども療育サポートさくらいろ　重要事項説明書

この重要事項説明書は、サービスのご利用にあたり、当事業所の概要や提供するサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

１　事業の目的と運営方針

事業の目的	本事業所は、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業として、心身の発達に特性のある児童（以下、「利用者」という。）に対し、日常生活における基本的動作の習得、集団生活への適応訓練、社会性の向上及び自立に向けた支援を行うことを目的とします。
運営方針	１．子ども一人ひとりの個性を大切にし、様々な遊びや体験を通して可能性を伸ばす支援を行います。 ２．成長に伴って保育所・学校等への移行支援を行い、切れ目のない支援を継続していきます ３．保護者とともに考え、ともに育ち合う支援を目指します。 ４．地域とのつながりを大切にし、子どもが社会の中で自分らしく生きていける力を育みます。

２　事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人　石川福祉会
法人の所在地	〒739-0041　東広島市西条町寺家５９７３－２
代表者氏名	理事長　伊東　富美子
設立年月日	昭和５０（1975）年６月１８日

３　事業所の概要について

（１）事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス
事業所名称	こども療育サポートさくらいろ
サービスの主たる対象者	利用者（18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
広島県指定事業所番号	児童発達支援・放課後等デイサービス 3452500907 号（　令和８ 年 ４月 １日指定）
管理者	山中　晋一郎
児童発達支援管理責任者	山中　晋一郎
事業所所在地	東広島市西条町寺家 7089-1
連絡先	０８２－４９５－１７３９　相談担当者：山中　晋一郎
通常の事業実施地域	東広島市内の旧西条町及び八本松町を基本とする一部地域とする。
利用定員	１０名
開設年月日	令和８（2026）年４月１日

（２）事業所窓口の営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から土曜日まで（祝日を除く。）
営 業 時 間	月曜日から土曜日まで ９時 00 分～18 時 00 分 （但し、土曜日は９時 00 分～17 時 00 分）

（３）サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日まで（祝日、12/30～1/3 を除く。）
サービス提供時間	児童発達支援 9：30～11：30 ／ 13：00～14：00 放課後等デイサービス 平　日　14：30～17：30（長期休暇及び学校休業日 13：30～17：30） 土曜日　13：30～16：30

（４）構造

構　造	木造
敷 地 面 積	2,720 ㎡
延 床 面 積	140.162 ㎡

（５）設備

設備の種類	部屋数	備　考
支　援　室	１室	集団支援・個別支援を行う。
遊　戯　室	１室	遊具を使って感覚・運動支援を主に行う
静　養　室	１室	利用者の状態に応じて使用
ト　イ　レ	４室	その内子供用トイレ２室
相　談　室	１室	利用者等と面談を行う
事　務　室	１室	職員が事務作業を行う

４　職員体制等について

（１）主な職員の配置状況

職　種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備　考
		専従	兼務	専従	兼務		
管　理　者	1		1				
児童発達支援管理責任者	1		1				
児童指導員及び保育士	２名以上	3		4			
看 護 職 員	1			1			
その他の職種	必要に応じて配置						事務員、運転手など

（２）各職種の職務内容

職　　種	職　　務　　内　　容
管　理　者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」という）の実施に関し、職員に対し必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	(1)　適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2)　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援等の目標及びその達成時期、指定児童発達支援等を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。 (3)　児童発達支援計画または放課後等デイサービス計画（以下、「個別支援計画」という。）の原案の内容を通所給付決定保護者及び利用者に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4)　個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６か月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。 (5)　利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用者の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。 (6)　利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7)　他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
児童指導員	個別支援計画に基づき、利用者等に対し適切に指導等を行います。
保　育　士	個別支援計画に基づき、利用者等に対し適切に指導等を行います。
その他従業者	個別支援計画に基づき、必要に応じて適切な支援を行います。
看護職員	医療等を必要とする利用者等に適切なケアを行います。
運　転　手	利用者の送迎を行います。

（３）勤務体制

職　　種	勤　　務　　体　　制
管　理　者	8：30～18：15 の内８時間
児童発達支援管理責任者	8：30～18：15 の内８時間
児童指導員	8：30～18：15 の内８時間 （非常勤　8：30～18：15 の内所定の時間）
保　育　士	8：30～18：15 の内８時間 （非常勤　8：30～18：15 の内所定の時間）
看護職員	8：30～18：15 の内所定の時間
その他従業者	8：30～18：15 の内８時間 （非常勤　8：30～18：15 の内所定の時間）

５　協力医療機関について

医療機関名称	かとう小児科アレルギー科		
医院長名	加藤　恭博		
所　在　地	東広島市西条土与丸５丁目 9-6		
電話番号	082-421-5522		
診　療　科	小児科・アレルギー科	入院設備	無

※　協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

６　提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（１）提供するサービスの内容

サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
個別支援計画の作成	通所給付決定保護者及び利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	基本的な日常生活動作の習得を行います。
集団生活適応訓練	ルールのある遊び等を通して社会性を習得します。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
相談支援	医療、福祉、生活の相談等を行います。
健康指導	利用者の健康チェック、健康相談を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、利用者の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

（２）サービス料金

利用料金は、別表のとおりです。

（３）その他の費用について

内　　容	料　　金
創作的活動に係る材料費（共通）	実費相当額　100 円
おやつ代（放課後等デイサービス）	1 食あたり　100 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	1 日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	無断で欠席された場合、1 日あたりの利用料 100%を請求いたします。

7　利用者負担額及びその他の費用の支払い方法等について

（1）サービスを利用した月の翌月の 15 日までに利用月分の請求書をお届けしますので、サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① 指定口座からの自動振替

② 事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認後、領収書をお渡しします。児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は受領通知をお渡ししますので、合わせて必ず保管をお願いします。

（2）利用者負担額、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から３月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8　サービスのご利用までの流れ

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び利用者の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した計画は、予め通所給付決定保護者及び利用者に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案となります。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	（管理者）　山中　晋一郎

② 苦情解決体制を整備しています。（14「苦情相談窓口」のとおり）

③ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施します。
④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等をしています。

10 個人情報の保護等について

（1）利用者又はその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守するとともに、次のとおり適切な取り扱いに努めます。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）個人情報の保護について

事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者又はその家族の個人情報を提供しません。

事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

（1）サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先に連絡します。

（2）上記以外で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先等	電話番号 082-495-1739 （対応可能時間 9：00～18:00）

12 事故発生時の対応について

（1）サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

○指定権者（東広島市）

担当部・課名	健康福祉部　障がい福祉課
電 話 番 号	082-420-0180

○利用者の援護の実施者（市町村）

市 町 村 名	（利用者の居宅がある市町村）

（2）事業所が損害賠償をすべきと判断される事故が発生した場合には、速やかに対応します。
本事業は、次の損害賠償保険に加入しています。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画により、防災訓練を年２回実施します。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘導灯　有 ・ガス漏れ報知器　有　・非常通報装置　有 ・非常用電源　無　・スプリンクラー　無 ・室内防火栓　有 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水３日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：　令和８年　３月　３０日 防災管理者　：　土肥　愛子

14　苦情相談窓口

相談や苦情に円滑かつ適切に対応するために、次の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）を整えています。相談や苦情は第三者委員や行政機関等に行うこともできます。

（１）事業所内

ご利用相談窓口	苦情解決責任者：伊東　寛和　（事務長） 苦情受付担当者：山中　晋一郎（管理者）
ご利用方法	受付時間（９：００～１８：００） ＴＥＬ：０８２－４９５－１７３９ 苦情受付箱：（事業所玄関に設置）

（２）第三者委員

（連絡先等）	石丸　泰三　様 電話番号　０８２－４２３－４１６４ 受付時間　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時
	武田　直也　様 電話番号　０８２－４２３－１０１５ 受付時間　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時

（３）行政機関その他苦情受付機関

市　町　村	１　東広島市健康福祉部　障害福祉課 電話番号　０８２－４２０－０１８０ 受付時間　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時 ２　利用者の居宅がある市町村
広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地　広島市南区比治山本町１２－２（広島県社会福祉協議会内） 電話番号　０８２－２５４－３４１９ 受付時間　月～金曜日　午前８時３０分～午後５時

15　心身の状況の把握

事業者は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16　連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの提供に当たって市町村又は障がい児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力します。

17　他の指定通所支援事業者等との連携

事業者は、サービスの提供に当たり、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

18　サービス提供の記録

（1）指定児童発達支援等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。

（2）指定児童発達支援等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。

（3）これらの記録はサービス完結の日から５年間保存し、指定児童発達支援等に係る利用者又は通所給付決定保護者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

19　指定児童発達支援等内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

20　第三者評価の受審状況

実施している	実施していない
【実施日：　　年　　月　　日】	【評価機関名：　　】
【結果の開示状況：　　】	

21　事業所ご利用の際にご留意いただく事項

ご利用に際しては、次の点にご留意ください。

（1）感染症対策

利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用はできません。

（2）設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

（3）貴重品の管理

貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は事業所に持ち込まないようお願いします。

（4）その他

児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当事業所は、サービスの提供にあたり上記のとおり重要事項を通所給付決定保護者に説明を行いました。この証として、本書２通を作成し、通所給付決定保護者による署名及び事業者による記名押印の上、各１通を保管するものとします。

≪事業者≫　事業所名　社会福祉法人　石川福祉会　こども療育サポートさくらいろ
住　　所　東広島市西条町寺家 7089-1
説 明 者　職　種（　　）氏　名

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意しました。

同意日及び交付日　　令和　　年　　月　　日

利用者（児童）氏名		
利用申込者（通所給付決定保護者）	住　所	〒
	氏　名	
	利用者との続柄	

代　理　人	住　所	〒
	氏　名	